

(2)自動車の取得から1カ月以内に被災し滅失した場合

令和6年能登半島地震における自動車税の減免制度について

取得から1カ月以内に被災し滅失した自動車又は軽自動車について、その車を取得した際に申告納付した自動車税（環境性能割）または軽自動車税（環境性能割）を減免する制度です。減免を受けるためには申請が必要です。※被災自動車に代わるものとして新たに自動車を取得した場合は、被災自動車（軽自動車を除く）の自動車税（種別割）の一部についても減免可能です。

1. 手続きに必要なもの及び申請期限

区 分	被災自動車の種別割（令和5年度） （代替自動車を取得した場合）		被災自動車の環境性能割	
	要件および軽減される割合	被災自動車の残存価格（※1）が 5万円未満	減免なし	令和5年12月1日～ 令和6年1月1日に登録 した自動車または軽自動 車で、災害により損害を 受け永久抹消したもの
	5万円以上25万円未満	1/4		
	25万円以上	1/2		
減免の対象となる 税 額	被災した月（1月）までの <u>月割税額（1か月分）</u> ※取得の際に課税されなかった車については、減免額はありませ		被災自動車を取得した際に、 申告納付した環境性能割額	
申請に 必要な物	①車の被災証明書またはそれに類するもの（被災者届出証明交付証明書等）の原本（※2） ②被災自動車の損壊状況が分かる写真（※3） ③被災自動車の永久抹消が完了したことが分かる書類の写し ④還付金振込口座申出書（口座振込による還付を希望する場合）※本人名義の口座に限ります			
	⑤申請書（災害関係）第68号様式 ⑥代替自動車の車検証の写し ⑦代替自動車の売買契約書または注文書の写し ⑧（自動車税を月割に減額する）申立書（※4）	⑤申請書（災害関係）第66号の2様式		
申請期限	令和7年3月31日			

※1 残存価格については、県税務課または県税事務所にお問い合わせください。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。証明を受けることが難しい場合は、本人による申立てで代用できます。

※3 登録番号（車のナンバー）が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※4 令和6年1月31日までに抹消登録が完了している場合は不要です。

2. お問い合わせ先・提出先 ※県総合（県税）事務所は提出のみ

名 称	所 在 地	連 絡 先
石川県総務部税務課 自動車税グループ	920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1273
石川県小松県税事務所 納税課 ※	923-8515 小松市園町ハ108番地1	0761-23-1713
石川県金沢県税事務所 納税課 ※	920-8585 金沢市幸町12番1号	076-263-8836
石川県中能登総合事務所 税務課 ※	926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
石川県奥能登総合事務所 納税課 ※	929-2392 輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2304